

## 第 1 種 法 令

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（12 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中に入れてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験中に気分が悪くなった場合は、手を挙げて試験監督員の指示に従ってください。
- ⑥ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。  
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑦ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑧ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙の注意事項に従い丁寧に記入してください。
- ② 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ③ 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ④ 解答用紙の所定欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ⑤ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

---

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

**問1** 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるための放射性同位元素を製造しようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 放射線発生装置のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 AとB            2 AとC            3 AとD            4 BとC            5 BとD

**問2** 使用の届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、氏名又は名称を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、使用の目的及び方法を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 届出使用者は、法人の住所を変更したときは、変更の日から30日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 届出使用者は、移転により事業所の所在地を変更したときは、変更の日から30日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

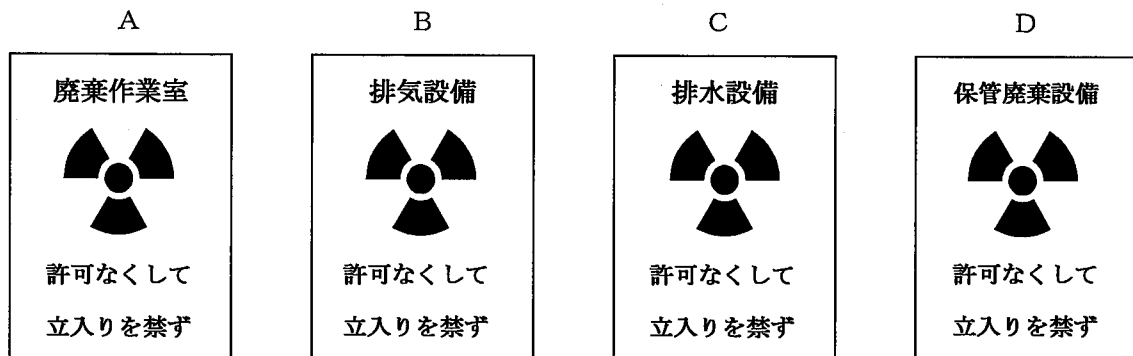
1 AとB            2 AとC            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問3** 人の疾病の治療に使用することを目的として、人体内から再び取り出す意図をもたずに挿入された場合に、放射線障害防止法の適用から除かれる密封された放射性同位元素として、放射線障害防止法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 金 198「グレイン」
- B よう素 125「シード」
- C ラジウム 226「針」
- D イリジウム 192「針」

- 1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

**問4** 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ      2 ABのみ      3 ADのみ      4 CDのみ      5 BCDのみ

**問5** 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- B 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
- C 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- D 作業室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。

- 1 ABCのみ      2 ABDのみ      3 ACDのみ      4 BCDのみ      5 ABCDすべて

**問6** 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、必ず、排気設備を設けること。
- B 焼却炉は、必ず、排気設備に連結された構造とすること。
- C 放射性同位元素等をコンクリートその他の固化化材料により固化化する場合には、必ず、固化化処理設備を設けること。
- D 焼却炉の焼却残渣の搬出口は、必ず、廃棄作業室に連結すること。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問7** 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 新たに届出をして表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、表示付認証機器の使用を開始するまでに放射線取扱主任者を選任しなければならない。
- B 新たに届出をして密封された放射性同位元素（機器に装備されていない放射性同位元素）のみを使用しようとする者は、放射性同位元素を貯蔵施設に運び入れるまでに放射線取扱主任者を選任しなければならない。
- C 新たに許可を受けて放射線発生装置のみを使用しようとする者は、放射線発生装置を使用施設に設置するまでに放射線取扱主任者を選任しなければならない。
- D 新たに許可を受けて密封されていない放射性同位元素のみを使用しようとする者は、放射性同位元素を使用施設若しくは貯蔵施設に運び入れるまでに放射線取扱主任者を選任しなければならない。

1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問8** 次のうち、許可使用者の許可証に記載される事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては、その代表者の氏名
- B 使用の方法
- C 使用の目的
- D 使用の場所

1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 9** 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当するものとして、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者が、貯蔵施設の貯蔵能力を減少する場合
- B 許可使用者が、放射性同位元素の使用の方法を変更する場合
- C 許可使用者が、放射線発生装置の使用時間数を減少する場合
- D 許可廃棄業者が、廃棄施設の管理区域を拡大する場合（ただし、工事を伴わないものに限る。）

1 AとB          2 AとC          3 AとD          4 BとC          5 BとD

**問 10** 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち、文部科学大臣の許可を受けなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設に設置している貯蔵箱を、構造及び材料が異なる貯蔵箱に更新しようとする場合（ただし、貯蔵箱の貯蔵能力は変わらないものとする。）
- B 放射線発生装置のみを使用する事業所内にある独立した2つの使用施設のうち、一方の使用施設を廃止しようとする場合
- C 廃棄施設に設置している排気能力 25 立方メートル毎分の排風機 1 台を、排気能力 20 立方メートル毎分の排風機に更新しようとする場合
- D 診療用に使用している放射線発生装置の使用の目的を変更しようとする場合

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 11** 許可証に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。

- 1 許可証を損じたときは、必ず 10 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 2 許可証を失ったときは、必ず 30 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 3 許可証を失った者が許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、必ず、その許可証の写しをこれに添えなければならない。
- 4 許可証を汚したときは、必ず 10 日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 5 許可証を汚した者が許可証再交付申請書を文部科学大臣に提出する場合には、必ず、その許可証をこれに添えなければならない。

**問 12** 認証の基準に関する次の文章の（ A ）～（ D ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「文部科学大臣又は登録認証機関は、設計認証又は特定設計認証の申請があった場合において、当該申請に係る（ A ）並びに（ B ）に関する条件が、それぞれ文部科学省令で定める（ C ）に係る安全性の確保のための（ D ）の基準に適合していると認めるときは、設計認証又は特定設計認証をしなければならない。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）	（ D ）
1	設計	使用、保管及び運搬	被ばく	認証
2	設計	使用、保管及び廃棄	放射線	認証
3	機能	使用、保管及び廃棄	放射線	認証
4	機能	使用、保管及び運搬	被ばく	技術上
5	設計	使用、保管及び運搬	放射線	技術上

**問 13** 使用施設等の基準適合命令に関する次の文章の（ A ）～（ C ）に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「文部科学大臣は、（ A ）の位置、構造又は設備が第 6 条第 1 号から第 3 号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、（ B ）に対し、（ A ）の（ C ）を命ずることができる。」

	（ A ）	（ B ）	（ C ）
1	貯蔵施設	届出使用者	改修
2	使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設	許可使用者	移転、修理又は改造
3	廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設 又は廃棄施設	許可廃棄業者	改修
4	貯蔵施設	表示付認証機器届出使用者	移転、修理又は改造
5	使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設	届出使用者	改修

**問 14** 新たに許可使用者となった者のうち、放射線障害防止法上、施設検査の対象となるものの組合せは、次のうちどれか。ただし、下限数量とは、告示（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）第 1 条第 2 号に定める数量とする。

- A 密封されていないクロム 51（下限数量に 40 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする。）及び鉄 55（下限数量に 40 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする。）を同じ貯蔵施設に貯蔵する者
  - B 密封されていないカルシウム 45 について、下限数量に 100 万を乗じて得た数量を貯蔵能力とする貯蔵施設に貯蔵する者
  - C 6 テラベクレルの密封されたコバルト 60 を装備した照射装置 1 台及び 6 テラベクレルの密封されたイリジウム 192 を装備した照射装置 2 台を使用する者
  - D 6 テラベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置 1 台を使用する者
- 1 AとB            2 AとC            3 AとD            4 BとC            5 BとD

**問 15** 設計認証又は特定設計認証を受けた者以外の者で表示付認証機器を販売しようとする者の義務として、放射線障害防止法上定められているものは、次のうちどれか。

- 1 当該表示付認証機器に、認証番号、当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件、これを廃棄しようとする場合にあつては第 19 条第 5 項に規定する者にその廃棄を委託しなければならない旨その他文部科学省令で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。
- 2 当該設計認証に係る放射性同位元素装備機器を製造し、又は輸入する場合には、設計認証に係る設計に合致するようにしなければならない。
- 3 当該設計認証に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る放射性同位元素装備機器について検査を行い、文部科学省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 4 検査により設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器に、文部科学省令で定めるところにより、認証機器である旨の表示を付さなければならない。
- 5 表示が付された認証機器以外の放射性同位元素装備機器には、認証機器である旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

**問 16** 次の記述のうち、密封されていない放射性同位元素の使用をする場合における使用の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を取扱う場合にあっては、放射性同位元素の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること。
- B 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。
- C 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が文部科学大臣の定める濃度を超過しているものは、管理区域から持ち出さないこと。

1 AとB          2 AとC          3 BとC          4 BとD          5 CとD

**問 17** 次の記述のうち、密封されていない放射性同位元素を保管する場合における保管の基準として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- B 放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱において行うこと。
- C 放射性同位元素を保管するときは、予想される温度及び内圧の変化により、き裂、破損等の生じるおそれのない容器に入れること。
- D 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度は、空气中濃度限度を超えないようにすること。

1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 18** L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、A型輸送物に係る技術上の基準においても適用されるものとして、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。ただし、文部科学大臣の定める場合は、この限りでない。
- B 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- C 表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣の定める密度を超えないこと。
- D 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

1 AとB          2 AとC          3 BとC          4 BとD          5 CとD



**問 19** 届出版売業者（表示付認証機器のみを販売する者並びに放射性同位元素等の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）が選任した放射線取扱主任者が受講することになる定期講習で、放射線障害防止法上「法に関する課目」以外の課目として定められているものは、次のうちどれか。

- 1 放射線の基本的な安全管理に関する課目
- 2 放射線の人体に与える影響に関する課目
- 3 放射性同位元素の取扱いに関する課目
- 4 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目
- 5 放射線の量の測定の実務に関する課目

**問 20** 次の記述のうち、等価線量の算定に関する記述として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 皮膚については、70 マイクロメートル線量当量のみとする。
  - B 眼の水晶体については、1 センチメートル線量当量のみとする。
  - C 妊娠中である女子の腹部表面については、1 センチメートル線量当量のみとする。
  - D 皮膚及び眼の水晶体以外の部位については、1 センチメートル線量当量のみとする。
- 1 AとB      2 AとC      3 BとC      4 BとD      5 CとD

**問 21** 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 111 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを固定して使用し、取扱いの方法及びしゃへい壁の位置が一定していることから、放射線の量の測定は、6 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
  - B 偶数月にのみ、密封されていない放射性同位元素を取り扱う施設であったが、放射線の量の測定は、1 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
  - C 3.7 ギガベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用施設内で移動して取り扱うことから、放射線の量の測定は、3 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
  - D 3 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを固定して使用し、取扱いの方法及びしゃへい壁の位置が一定していることから、放射線の量の測定は、3 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 22** 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを賃貸しようとする届出賃貸業者は、賃貸の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 許可使用者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、必ず、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 1 AとB            2 AとC            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問 23** 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれないものとする。

- A 放射線業務従事者及び取扱等業務に従事する者以外の者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施すこと。
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者に対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後には 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。
- C 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らない者に対し取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は定められていない。
- D 放射線発生装置に係る管理区域に立ち入る者の特例により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者に対しては、教育及び訓練を行うことを要しない。

- 1 AとB            2 AとC            3 BとC            4 BとD            5 CとD

**問 24** 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の方法としての問診及び検査又は検診のうち、医師が必要と認める場合に限り行うものとして、放射線障害防止法上正しいものは、次のうちどれか。

- 1 放射線の被ばく歴の有無（問診）
- 2 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- 3 眼
- 4 皮膚
- 5 文部科学大臣が定める部位及び項目

**問 25** 次の記述のうち、許可使用者が放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、講じなければならない措置として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、実効線量並びに眼の水晶体及び皮膚についての等価線量を算定すること。
  - B 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を集計し、記録しなければならない。
  - C 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講ずること。
  - D 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。
- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 26** 次のうち、許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
  - B 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
  - C 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
  - D 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

**問 27** 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素によって汚染された物を、廃止の日の前日に、他の許可廃棄業者に譲り渡した。
- B 借り受けている放射性同位元素を、廃止の日から 3 週間以内に、届出賃貸業者に返還した。
- C 放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を、廃止の日から 3 週間以内に、届出販売業者に譲り渡した。
- D 販売の業の廃止に伴い、講じた措置の報告書について、廃止の日の前日に、文部科学大臣に提出した。

- 1 ABCのみ    2 ABのみ    3 ADのみ    4 CDのみ    5 BCDのみ

**問 28** 許可使用者の報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、当該許可使用者は、一時的に管理区域の外において密封されていない放射性同位元素の使用をする許可を有していないものとする。

- A 放射線業務従事者について放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が 5 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- B 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- C 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- D 下限数量以下に小分けした液体状の放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACDのみ    4 BCDのみ    5 ABCDすべて

問 29 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可廃棄業者は、その許可書に記載された廃棄物貯蔵施設の貯蔵能力の範囲を超えても所持することができる。
- B 許可使用者は、貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内であれば、その許可証に記載された種類以外の放射性同位元素を所持することができる。
- C 届出賃貸業者から放射性同位元素の運搬を委託された者の従業者は、その職務上、当該放射性同位元素を所持することができる。
- D 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、地震等の発生により放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合にあっては、応急の措置を講ずるために所持することができる。

- 1 ABCのみ      2 ABのみ      3 ADのみ      4 CDのみ      5 BCDのみ

問 30 危険時の措置における緊急作業に係る線量限度に関する次の文章の ( A ) ~ ( C ) に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「緊急作業に係る線量限度は、実効線量について ( A )、眼の水晶体の等価線量について ( B ) 及び皮膚の等価線量について ( C ) とする。」

	( A )	( B )	( C )
1	100 ミリシーベルト	300 ミリシーベルト	1 シーベルト
2	50 ミリシーベルト	100 ミリシーベルト	500 ミリシーベルト
3	100 ミリシーベルト	300 ミリシーベルト	500 ミリシーベルト
4	50 ミリシーベルト	300 ミリシーベルト	500 ミリシーベルト
5	50 ミリシーベルト	100 ミリシーベルト	1 シーベルト